

議事堂内の喫煙室について

令和元年 9 月
議会事務局総務課

1 経緯

平成 31 年 3 月 14 日の代表者会議において、健康増進法の改正を踏まえ、次のとおり了承された。

議事堂 1 階の喫煙室は、傍聴者入口付近に位置していることや、たばこの煙の排出口が敷地内禁煙となる第一種施設の三重県庁への来庁者が通行する歩道に近いことから、令和元年 6 月末までに廃止する。(対応済)

3 階、4 階、5 階の喫煙室については、執行部の対応状況等を確認した上で、改めて代表者会議で協議する。(執行部は 7 月 1 日に特定屋外喫煙所を設置)

2 協議事項

3 階、4 階、5 階の喫煙室の取扱いについて今般協議が必要である。なお、議事堂は、第二種施設に分類されており、令和 2 年 4 月 1 日以降原則屋内禁煙となるが、喫煙専用室を置くことができる。

【参考 1】健康増進法の改正について

(1) 法改正の概要

平成 30 年 7 月に健康増進法が改正され、学校、病院、行政機関等の『第一種施設』については、令和元年 7 月 1 日から敷地内禁煙となった。ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所を特定屋外喫煙場所として設置できるとされた。

それ以外の施設である『第二種施設』については、令和 2 年 4 月 1 日から原則屋内禁煙となる。ただし、管理権原者は、たばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合した室を、専ら喫煙をすることができる場所(以下「喫煙専用室等」という。)として定めることができるとされた。

(2) 本県議事堂の取り扱い

- ・厚生労働省によると、議事機関である県議会は第二種施設に区分される。そのため、令和 2 年 4 月 1 日から、原則屋内禁煙となる。
- ・喫煙専用室等を設置する場合、厚生労働省が定めるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合したものであることと、本県議事堂の主たる出入口と喫煙専用室等の出入口に、厚生労働省が定める標識を設置することが必要となる。

【参考2】

都道府県議会の議事堂における受動喫煙対策

令和2年4月以降の対応予定（令和元年8月現在）

議事堂が第二種施設の団体 40団体

建物内禁煙 17団体（秋田、山形、東京、茨城、埼玉、山梨、新潟、福井、京都、兵庫、奈良、岡山、鳥取、島根、山口、長崎、沖縄）

喫煙専用室の設置 4団体（長野、愛知、佐賀、宮崎）

未定 19団体（北海道、岩手、宮城、千葉、栃木、群馬、三重、岐阜、富山、石川、和歌山、広島、香川、徳島、高知、愛媛、福岡、熊本、鹿児島）